

5. 筑後川における総合的な取り組み

洪水、高潮等に対する減災、河川やダム湖の水質改善、さらには河川へ流入する流木やゴミの問題など、いずれをとっても河川そのものにおける対症療法的な対策では、その効果に限界があるばかりか、多くの時間と費用を要することになります。今後とも筑後川における安全、安心の確保、環境の保全及び空間利用の促進等を一層図っていくためには、それぞれの課題の発生源である流域全体での取り組みが不可欠です。

流域における取り組みを進めるにあたっては、従来の河川行政の枠組みを超えて、それぞれの対策を所管する関係行政機関、総合行政を担当する関係県、市町村等のもとより、広く流域住民、住民団体(NPOを含む)、河川協力団体等の多様な主体との連携・協働を促進することにより、可能なところから段階的に実施に移していくことが重要です。

戦後、行政主導の河川改修、高度経済成長期における水質悪化及び都市型の生活の普及等に起因して、流域の人々においては、筑後川の様々な恩恵にあずかっているにも拘らず、川との係わり、ふれあい、川への目配り、思いが希薄になってきたものと考えられます。

河川整備が一定の進捗をみた現在、筑後川流域においては、水、歴史、文化、環境及び教育等、主として普段の川に係わる様々な分野において、住民の関心が高まってきており、ゴミ拾い、環境保全、総合学習及びまちづくりなどについて、独創的、創造的な活動が主体的に展開されています。これらの動きは、従来の行政のみに依存した河川の管理には、そのサービスに限界があることの現れであり、よりきめの細かいあるいは高度な管理・利用を、住民が自ら行動することにより獲得しようとするものです。これらの活動の多くは、通常、非営利で行われ、より良い河川の管理・利用の促進に寄与することから、社会貢献に相当するものと評価できるものもあります。

地域の防災力の向上、河川の水質改善、ゴミ対策、環境保全、利用促進及びまちづくりなど、いずれをとっても流域住民の関心、目配り及び行動なくして、流域をあげた効果的な対策、整備を実施できません。したがって、河川管理においてよりきめ細かく高度な行政サービスを実現するためには、調査、計画、設計、施工及び維持・管理に至る各分野において、住民との対話を継続することはもとより、必要に応じてこれらの多様で主体的な活動と適切に連携、さらには協働を積極的に進めることが不可欠です。

特に平成25年に河川法に位置づけられた河川協力団体は、長年にわたり筑後川をフィール

5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

ドとして活動されている団体であり、流域内の課題や住民の川に関する事項に精通されていることから、近年の河川管理の多様化などを鑑みると連携体制を築く事により、今後の筑後川流域の発展に大きく寄与することができるものと期待しています。

5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

5. 1 対話と協働による川づくり

河川整備計画の策定にあたっては、より良い川づくりにつなげるために、地域住民と河川管理者等の直接的な意見交換の場として「筑後川流域 1 万人会議」を実施してきました。このような直接的な対話は、地域の声を反映した川づくりを進める上で重要です。今後も河川に関するきめ細かな情報を地域に提供するとともに、地域の意見を、具体の川づくりに活かしていきます。

また、地域と連携した河川管理を行うことにより、魅力ある川や地域の実現につながります。「日田の川を考える会(日田市)」を先例とするような、地域住民、自治体及び河川管理者等が一体となった協働体制を、他の地域においても構築していきます。



写真 5－1－1 筑後川流域 1 万人会議

筑後川水系河川整備計画の策定にあたり、128 カ所（1 次）、26 カ所（2 次）の会場で、「筑後川流域 1 万人会議」を開催しました。



写真 5－1－2 住民参加による日田の川づくり（日田市）

計画、施工、利用、維持管理まで、住民参加で川づくりを行っています。

5. 2 流域における連携体制の構築(100万人の川守りさんプロジェクト)

筑後川流域では、住民団体(NPOを含む)等の主導により、流域連携の構築に向けた「筑後川フェスティバル」が長年にわたり継続的に開催されています。このような地域の持つ力や獨創性を十分引き出して活用することで、治水、利水、環境等の総合的な観点から河川及び流域環境を維持し、良好な状態に改善していくことが重要です。

筑後川を絆とした多様な主体の連携によるコミュニティ(地域共同体)が形成されることは、河川及び流域環境の保全のみならず、文化の継承や発展にもつながります。このため、川づくりが、地域の身近なコミュニティの形成、さらには流域全体に広がる大きなコミュニティの形成につながるよう配慮していきます。



図5-2-1 筑後川を絆としたコミュニティの形成(イメージ)

筑後川を絆としたコミュニティづくりは、ふるさとを大切にする心や上下流への思いやりを養い、文化・芸術の継承や発展等にもつながります。

5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

5.3 川と人との係わりの復活

社会の進展とともに川と人との係わりが希薄になってきています。一方で、学校等においては、子どもたちの総合的な学習の場として、川が活用されるようになってきています。日頃から川や自然との係わりを積極的に持つことは河川環境の保全のみならず、防災面においても大切なことです。

そのため、子どもたちの自然体験活動、環境学習活動の支援策として、日田市、久留米市においては、住民団体(NPOを含む)及び自治体等と連携して、リバーズスクールを開催しており、今後もこれらの取り組みの支援を継続していきます。また、子どもたちの川での活動を支えるため、指導者育成のための講習会等を実施するなど、川の指導者「リバーガイド(仮称)」の育成に取り組めます。

川の自然や人々と川との係わりによって生まれた環境は流域の重要な観光資源でもあります。現在、住民団体(NPOを含む)等が流域の活性化を目的としてリバーツーリズム等の推進を図っていますが、今後もこのような取り組みを支援していきます。



写真5-3-1
高良川リバーズスクール(久留米市)

川に学び、川に親しむことを目的として、高良川、筑後川(三隈川)で住民団体(NPOを含む)、市町と連携してリバーズスクールを開催しています。



写真5-3-2
巨瀬川ゆめプラン(久留米市)

久留米市大橋地区では、学校と連携を図り、子どもたちの「ゆめ」を取り入れた「ゆめプラン」を作成しており、今後も計画作成から利活用まで積極的に学校との連携を図っていきます。

また、水辺空間を市民や民間事業者のアイデアや活力を最大限に活かしようとする空間として活用していくため、協議会を設立し、水辺の賑わい創出及び魅力あるまちづくりに貢献できるような環境づくりを進めています。



写真5-3-3 ミズベリング（久留米市）

ミズベリングとは、「水辺+RING（輪）」、「水辺+R（リノベーション）+ING（進行形）」の造語です。

5.4 かわまちづくりの推進

地域の景観、歴史、文化 及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と 河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。

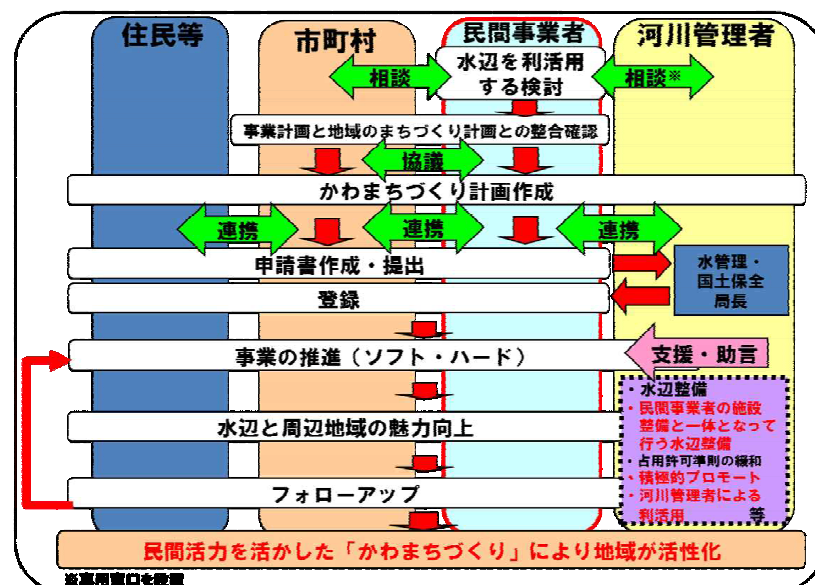


図5-4-1 かわまちづくり支援制度

5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

日田市、久留米市及び大川市等の市街地においては、河川の持つ多様な役割が、まちを構成する重要な要素となっています。河川整備にあたっては、地域の歴史、文化、景観及び観光資源等と調和を図り、地域の活性化・発展につながるよう、「まちを元気にする川づくり」をコンセプトに、まちづくりと一体となった河川整備を進めます。



写真 5-4-1
人々の利用が盛んな筑後川（久留米市）



写真 5-4-2
「千年あかり」祭りで賑わう花月川（日田市）

花月川(日田市)の河川整備によって、たくさんの人々に利用されるようになりました。観光地「豆田」の町並みと調和した花月川の誕生によって、地域の祭り「千年あかり」が定着してきました。



写真 5-4-3 整備前の隈川（日田市）



写真 5-4-4 整備後の隈川（日田市）

日田温泉の中心を流れる隈川では、観光地らしい景観に生まれ変わりました。河川整備が「水郷日田」の観光地としての魅力向上に寄与しています。

5. 5 河川情報の共有と情報館の活用

日常生活において、地域住民と川との関係が希薄になってきていることから、川に関する地域住民の理解を促進するために、分かりやすいホームページの作成、SNS の活用、広報誌の配布及び出前講座の開催等の広報活動を実施し、報道機関の協力を得ながら、積極的に情報を提供します。さらに、よりきめの細かい「川の365日※」の情報を収集及び提供し、地域住民、住民団体(NPOを含む)及び自治体等との情報共有に努めます。

また、情報発信、学習支援及び交流促進を目的として設置した「筑後川発見館(くるめウス)」、「三隈川交流センター(朝霧の館)」及び「筑後川交流館(はなむね)」等の施設は、その機能の更なる向上を図るとともに、必要に応じて改善を行います。さらに、住民団体(NPOを含む)等と連携した運営体制を積極的に導入し、地域のニーズに即した河川情報館を目指します。

※. 川の 365 日とは、洪水及び渇水時等の特別な視点だけでなく、普段の川の利活用、維持管理及び環境等に対する総合的な視点から河川に着目することをいいます。



写真5-5-1 筑後川発見館「くるめウス」(久留米市)

筑後川の歴史、自然、文化、水害等について学ぶことができます。施設近くの高良川では、リバーズスクールも行われています。



写真5-5-2 三隈川交流センター「朝霧の館」(日田市)

筑後川上流の歴史や自然等について学ぶことができます。施設近くの「台霧の瀬」では、リバーズスクールも行われています。



写真5-5-3 筑後川交流館「はなむね」(大川市)

筑後川下流の歴史や自然等について学ぶことができます。小学校の総合的な学習等に利用されています。



5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

5.6 筑後川の価値・魅力の再認識

将来の子どもたちに、筑後川を良好な状態で受け継いで行くためには、地域に暮らす人々が川の恩恵や価値に気づき、川を大切にする思いや、川に誇りを持つことが重要です。

このため、川が生活の一部であった往時の風景写真の収集・展示や、地域に暮らす人々が誇りを持つ川の風景を「水の風景」として選定するなど、筑後川が持つ価値・魅力を再認識できるような取り組みを、住民団体(NPOを含む)及び自治体等と連携して進めます。



写真5-6-1

鎮西橋付近の巨瀬川（久留米市）

巨瀬川の下流は、昔の筑後川本川跡で、耳納連山と調和した美しい景観を有しています。早朝には多くのカメラマンが訪れる絶好の撮影スポットとなっています。



写真5-6-2

城島の河川整備（久留米市）

地域住民、久留米市と連携して、昔ながらの面影を残す水辺を再生しています。子どもたちの自然体験、環境学習の場としても活用されています。

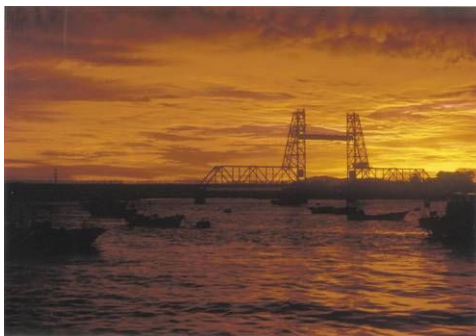


写真5-6-3

昇開橋（大川市・佐賀市）

昭和10年、国鉄佐賀線の鉄道橋として築造されたもので、中央部が船舶の航行のため可動構造となっています。鉄道廃止後も、筑後川下流域の特徴的な風景をつくる重要な観光資源となっています。



写真5-6-4

デ・レーケ導流堤（大川市）

明治23年、航路確保を目的に築造されたもので、オランダ人技師「ヨハネス・デ・レーケ」の技術指導によるものと言われています。地元では「沈礁（ちんしょう）」と呼ばれています。

5.7 既設ダムを有効活用する取り組みを一層推進

全国では、近年における厳しい財政状況等の社会情勢、洪水・渇水被害の頻発や気候変動の影響の顕在化、既設ダムの有効活用のこれまでの事例の積み重ねによる知見の蓄積、これを支える各種技術の進展等を踏まえれば、ソフト・ハード対策の両面から既設ダムを有効活用することの重要性はますます高まっています。このため、既設ダムを有効活用する「ダム再生」をより一層推進させるための方策を示す「ダム再生ビジョン」が平成 29 年 6 月に策定されました。

近年、筑後川では洪水被害や渇水が度々発生しており、こうした被害の軽減を図るため、関係機関等と連携し、再生可能エネルギーの導入も図りつつ、治水・利水、ソフト・ハードの両面から、既設ダムの有効活用を進めます。

具体的には、治水・利水の両面から、貯水容量の最大限の活用、弾力的な貯水池の運用管理、事前放流のより効果的な実施に取り組むとともに、こうした取組を一層推進するため、ダム流入量の予測精度の向上や放流設備の改良等について調査・検討を進め、必要な対策の実施に取り組みます。

5.8 防災力向上及び河川環境の保全等に資するコミュニティ形成への支援活動

近年の異常な集中豪雨が頻発する気象状況のもとでは、今後も、想定を上回る洪水が発生する可能性があり、災害時の安全かつ迅速な避難が必要です。一方、今後の高齢化社会においては、災害時に支援を必要とする方々が増加することは必至であり、これらの方々を支援するためには、近隣に居住する方々がお互い協力して、助け合う地域社会を再構築し、地域の防災力を高めていく必要があります。

このため、地域における防災力向上の取組や河川環境の保全の支援等、筑後川を活用し住民と連携した地域活動を行うことで、地域防災リーダーの育成や自主防災組織強化・拡充の支援を図るなど、地域の身近なコミュニティの形成、さらには流域全体でのコミュニティの連携を促進します。

5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

5. 9 DX(デジタルトランスフォーメーション)等の新たな取組の推進

三次元点群データを活用した三次元管内図等により、調査・計画、設計、施工、維持・管理や災害時の被災調査などの一連業務の高度化・効率化、地域の方々への事業説明や流域も含めた様々なデータの提供の取組や、行政サービス向上を図る占用許可等のオンライン化、降雨の予測技術への活用、水害リスクに応じた適切な避難行動等が図れるよう、リスク情報の3D化など、国土交通省が推進する地域の方々への行政サービス向上と、持続可能なインフラ整備・管理等につながるDXなどの新たな取組を推進します(図5-9-1)。

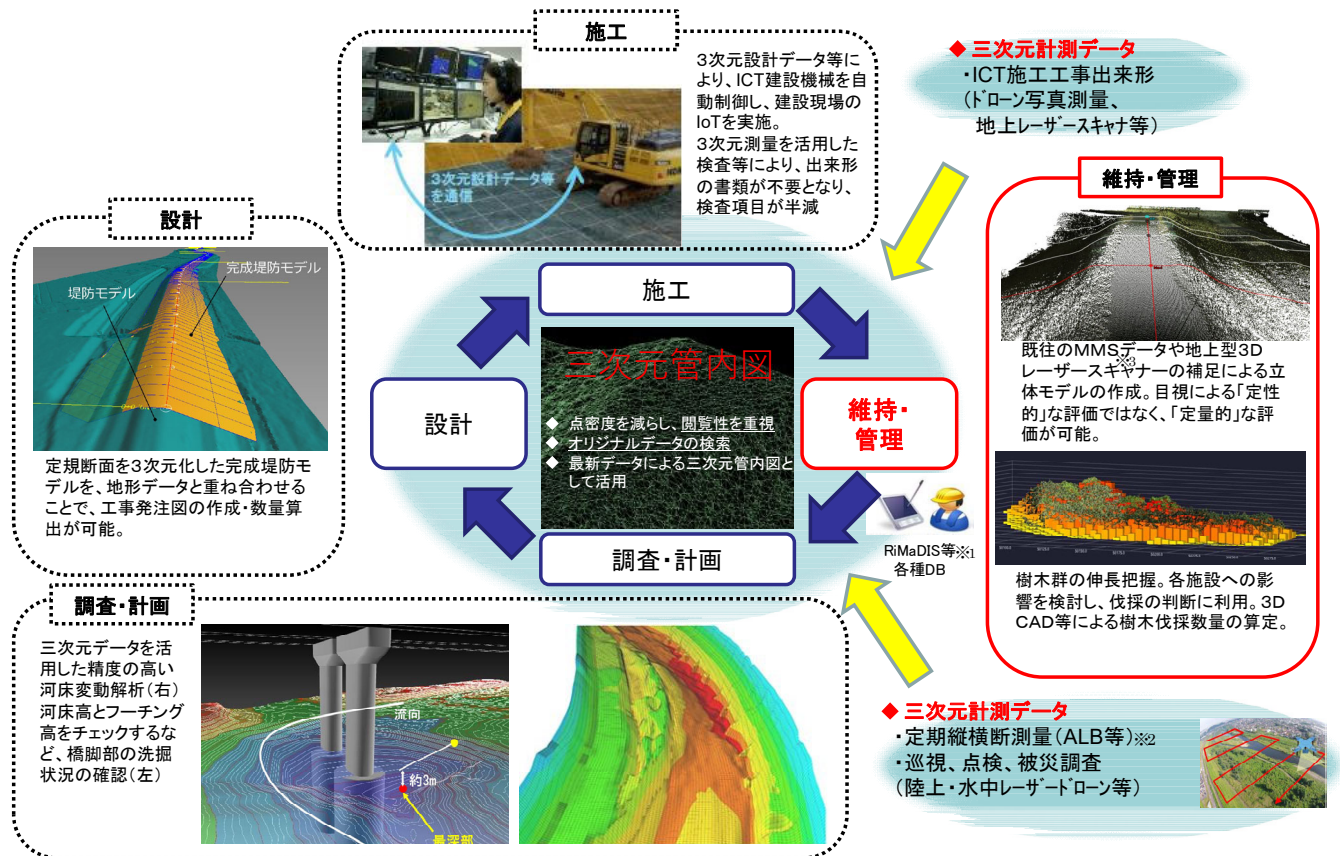


図5-9-1 整備・管理DX導入イメージ

※1 RiMaDIS:河川維持管理データベース

※2 ALB:航空レーザ測深機

※3 MMS:モービルマッピングシステム

5. 10 流域全体を視野に入れた取組

整備の途上段階や本河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって想定を上回る洪水や、施設能力を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川、氾濫域を含めて源流から河口までの流域全体の状態を把握しながら、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進します。



図5－10－1 流域治水の施策イメージ図

筑後川水系では、令和3年(2021年)3月に「筑後川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめました。

このプロジェクトでは、河川管理者が取り組む河川区域における対策の進捗を図るとともに、流域のあらゆる関係者が取り組む雨水貯留・雨水浸透施設整備、農業・林業等の一次産業従事者とも連携した水田の貯留機能向上や森林の整備・保全、治山施設の整備などの集水域における流出抑制対策、治水ダム等の事前放流の実施・体制の構築を含む「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」、まちづくりと連携した高台への居住誘導等水害リスクを踏まえた土地利用の促進等の「被害対象を減少させるための対策」、及び排水樋門の整備や排水機場等の耐水化、防災ソフト対策を含む「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」を公表したところで

す。

なお、流域治水の取組の見える化を目的に『流域治水企画室』を令和3年に立ち上げ、流域治水プロジェクトの推進を行うとともに、引き続き、自治体等への支援や、流域のあらゆる関係者に筑後川流域のリスク情報等の提供により、流域住民に「流域治水」の取組に対する理解を深めていただき、参加を促進することで流域のあらゆる関係者が一体となった防災・減災対策

5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

を推進します。そして、法的枠組により「流域治水」の実効性を高め、強力に推進するため、流域治水の計画・体制の強化等について規定する「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 31 号。通称「流域治水関連法」)が整備され、令和 3 年 11 月 1 日に全面施行されたことを踏まえ、筑後川水系でも、必要に応じて、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組を活用します。

また、洪水調節に既存ダムの有効貯水容量を最大限活用できるよう、洪水調節機能の強化や事前放流による洪水調節を的確に実施するために必要なダム流入量の予測精度向上等の取組を推進します。

あわせて、自治体等による取り組みを促進するため、雨水貯留や浸透等の自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの推進を図ります。進めるにあたっては、関係者と国内外の先進事例等を共有するとともに、技術的支援等を行います。

5.11 筑後川流域の持続可能な社会の形成

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)とは、2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

その中でも、目標 13【気候変動】は、気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策であり、河川整備計画は、まさに気候変動に対する対策を取り入れたものと言えます。また、関連する目標としては、目標 4【教育】、目標 6【水・衛生】、目標 9【インフラ、産業化、イノベーション】、目標 11【持続可能な都市】、目標 14【海洋資源】、目標 15【陸上資源】、目標 17【実施手段】が挙げられ、持続可能な社会の形成に寄与するため河川整備計画を推進します。

表5-11-1 河川整備計画とSDGsの関係

関連するSDGsのゴール		河川整備計画の実施内容
 目標4[教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		・ 地域リーダーや水辺での安全活動指導者の育成 ・ 小中学校等における河川及び防災教育の支援
 目標6[水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		・ 筑後川の水質の維持・保全 ・ 水に関連する生態系の保全・再生 ・ 水に関わる地域コミュニティの参加の支援
 目標9[インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		・ 経済発展や地域基盤となる持続可能かつ強靱なインフラ ・ 環境に配慮した技術の導入拡大を通じたインフラ
 目標11[持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する		・ 洪水等の災害に強い地域・まちづくり ・ 輪中堤や宅地かさ上げ、堤防整備等による居住環境の形成
 目標13[気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる		・ 自然災害に対する強靱性及び適応能力の強化
 目標14[海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する		・ 筑後川の水質の維持・保全 ・ 総合的な土砂管理に向けた取り組み ・ ゴミ流出を軽減するための清掃活動等の取組の推進
 目標15[陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する		・ 筑後川の生息・生育・繁殖環境の保全・創出 ・ 生態系ネットワークの形成 ・ 外来種対策
 目標17[実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		・ 流域治水等における流域連携の枠組みづくり ・ 洪水対策やかままちづくり等における地域住民や企業、関係市町村等との連携 ・ 市民団体等とのパートナーシップの形成

5. 12 流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント

筑後川を良好な状態で維持して行くためには、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び有明海を視野に入れた総合的な流域のマネジメントが必要です。このため、河川における水量、水質、土砂及び動植物等の調査はもとより、広く流域の状態の把握に努めます。

また、河川の情報を流域の関係者に発信し、情報の共有、相互の連携を深めることで、洪水流出量の増加の抑制、浸水危険箇所での市街化の抑制、水質汚濁負荷の削減、ゴミ発生量の削減、健全な水の循環、土砂の移動及び水源地域の保全等につなげます。

5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

筑後川流域においては、平成24年7月及び平成29年7月の九州北部豪雨により、洪水に加えて土砂、流木による甚大な被害が発生しました。九州北部豪雨による新たな災害の特徴を踏まえ、またそれらの体験・知見を活かし、気候変動等に伴う降雨の激甚化、高頻度化、集中化並びに局地化の下で、生命や財産・社会的機能を災害から守るため、社会資本を着実かつ効率的に整備していきます。同時に、施設能力を上回る災害についても、その発生を前提とした迅速で正確な防災情報の共有等による避難体制の構築、災害に強い地域づくりの促進等、関係機関や地域住民と協力しながら、可能な対策を検討・実施し、生命や財産・社会的機能の被害をできる限り少なくするように努めます。